

平成20年越前市条例第15号

越前市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月25日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例（平成17年越前市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第2優良住宅新築認定申請に関するものの部中「100平方メートル以下」を「新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下」に、「100平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを」に、「500平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを」に、「2,000平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを」に、「10,000平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを」に改め、同部の次に次のように加える。

開 発 行 為 に 関 する も の	開 発 行 為 許 可 申 請 手 数 料	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	1件	8,600円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	22,000円
			開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	43,000円
			開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	86,000円
		主として、住宅以外の建築物で自己	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	1件	13,000円

の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	30,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	65,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	120,000円
上記以外の開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき。	1件	86,000円
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。	1件	130,000円
	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。	1件	190,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき。	1件	260,000円
開発行為変更許可申請手数料		1件	次の額を合算した額 (1) 開発行為に関する設計の変更 (2) のみに該当する場合を除く。) 開発区域の面積 (2) に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小に伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開

			発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 新たに編入された開発区域の面積に応じ前項に規定する額 (3) (1)及び(2)以外の変更 10,000円
	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料	1件	46,000円
	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件	26,000円
	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件	1,700円
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅建築の用に供する目的で行うものである場合又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合	
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、上記以外のものである場合	17,000円
	開発登録簿の写しの交付手数料	1枚	470円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。